

別添

規則等の名称	徳島県獣医師修学資金貸与条例施行規則（平成二十三年徳島県規則第四十号）
根拠法令	徳島県獣医師修学資金貸与条例（平成二十三年徳島県条例第二十九号）
趣旨	本県における獣医師の免許を有する職員の確保を図るため。
概要	<p>大学の設置区分（国公立・私立）に応じた修学資金の貸与月額を次のとおり増額する。</p> <p>（改定前） 修学資金の貸与額は、月額10万円とする。</p> <p>（改定後） 大学の区分に応じ、次の額とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 国公立大学に在学している者：月額12万円 2. 私立大学に在学している者：月額22万円
施行日	令和8年4月1日
県民意見等を募集しなかった理由	予算に基づく金銭給付に関する事項であり、修学資金の増額という授益的な内容であるため。
その他参考事項	